

<募集農園一覧>

申込番号・農園名	場所	区画数
① 望地第1家庭農園	望地1-5 <案内図1> B	23
② 望地第2家庭農園	望地1-9 <案内図1> B	9
③ 望地第3家庭農園	望地2-251 <案内図1> A	8
④ 望地第4家庭農園	望地2-252 <案内図1> A	23
⑤ 望地第5家庭農園	望地2-253 <案内図1> A	24
⑥ 上今泉第1家庭農園	上今泉1719-1 <案内図2>	16
⑦ 上今泉第2家庭農園	上今泉1723 <案内図2>	6

▽対象 市内在住の方
▽募集農園・区画数 左表
参照 ※1世帯1区画のみ
▽面積 1区画25㎡
▽利用料 年額5000円
▽利用期間 6月1日〜平成22年2月
▽申込書に必要事項を記入の上、5月15日(火)〜21日(土)を除く)に、直接または郵送・ファクス・メールで農政課へ。応募多数の場合は23日(金)に抽選。利用決定者には決定通知書と講習会の日程・誓約書・貸

市民農園を開設

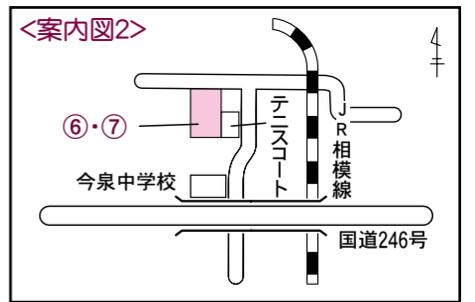
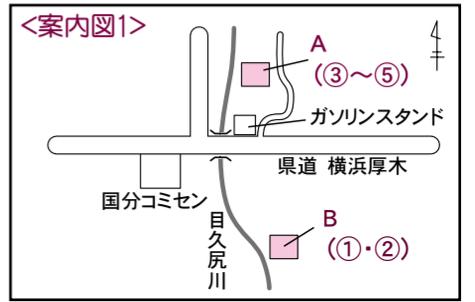
望地・上今泉地区に 利用者を募集

市では、多くの市民のみなさんに、農業に親しんでいただき、併せて、海老名の田園風景を守ることを目的に、市民農園を設置し、次のとおり利用者を募集します。

▽対象 市内在住の方
▽募集農園・区画数 左表
参照 ※1世帯1区画のみ
▽面積 1区画25㎡
▽利用料 年額5000円
▽利用期間 6月1日〜平成22年2月
▽申込書に必要事項を記入の上、5月15日(火)〜21日(土)を除く)に、直接または郵送・ファクス・メールで農政課へ。応募多数の場合は23日(金)に抽選。利用決定者には決定通知書と講習会の日程・誓約書・貸

なお、利用決定後、誓約書の提出および講習会の受講がない場合は、利用が取り消しとなりますので、ご注意ください。

農政課 (☎235・4844、☎233・0346)。



介護保険料 納付通知書発送します

☎ 高齢福祉課 (☎235・4952)

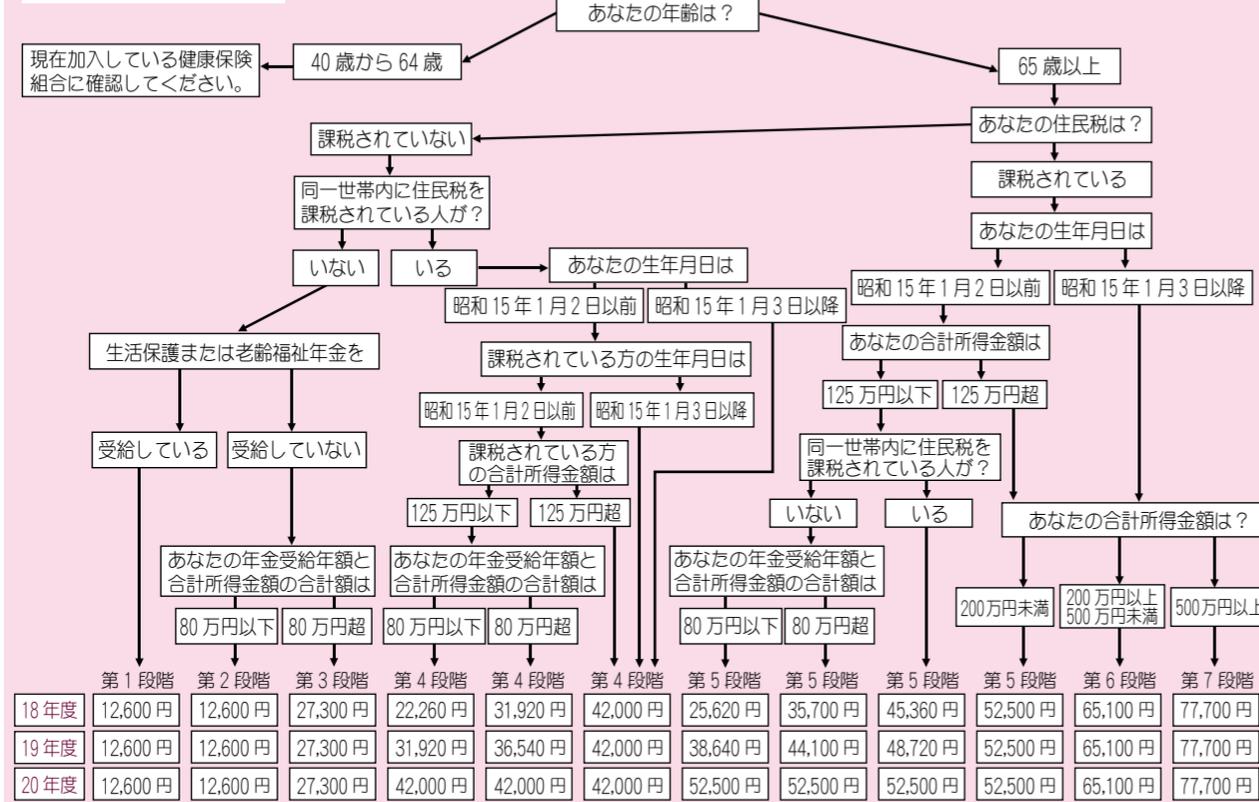
市では、今年度の介護保険料納付通知書等を6月中旬に発送します(表1)。

なお、介護保険料の激変緩和対象となる方(平成19年度市県民税で高齢者軽減措置の該当となった方)の保険料額については、昨年度と同様、所得段階別介護保険料額から一定割合を減額しています(この緩和措置は今年度で終了します=表2)。

(表1) 介護保険料・対象者別通知書の種類

対象	通知書の種類	封筒の色
① 年金天引きの方	○平成19年度納入通知書兼特別徴収開始通知書	青色
② 年金天引き+納付書払いまたは口座振替の方(平成19年10月年金天引き開始の方)	○平成19年度納入通知書兼特別徴収開始通知書 ○平成19年度介護保険料納付通知書(8枚つづり)、または平成19年度介護保険料納付通知書(口座振替用)	青色
③ 納付書払いまたは口座振替の方	○平成19年度介護保険料納付通知書(15枚つづり)、または平成19年度介護保険料納付通知書(口座振替用)	緑色

(表2) あなたの介護保険料は?



便利です!「えびな安全安心メールサービス」
登録は ebi-post@city-ebina.jp
詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ

例1・171災害用伝言ダイヤル(声の伝言板)
例2・災害用伝言板(フロードバンド伝言板)
携帯電話やパソコンで、災害時安否確認用アドレスへ送信し、案内に従って操作すると、伝言の登録・確認ができます(災害発生時には自動的にアドレスが表示される会社もあります)。事前にアドレスを確認しておくことをお勧めします。

災害発生時は、一緒にいない家族の居所や健康状態が心配になります。事前にどのような方法で安否確認をするかを話し合っておいてください。携帯電話やパソコンを利用して確認する方法もあります。

●新シリーズ●
「自助・共助・公助」と「市防災計画」
6 地震が落ち着いたら
~安否確認方法、市からの情報提供、市地域防災計画~
☎ 生活安全課 ☎235・4790

① 防災行政無線放送
防災行政無線が使用できる場合は、放送により情報提供を行います(行政無線のスピーカーは、停電しても、3日間程度使えます)。
② 安全・安心メールサービス
安全・安心メールによる情報提供を行います。地震直後は、遅れて届くことがあります。
③ 臨時広報の発行
災害発生後のできるだけ早い時期に、臨時広報を発行して情報提供を行います。

① 緊急体制 (災害発生後3日間程度)
市では、災害発生後3日間程度、災害対策本部の緊急体制を以下のとおり編成し、応急対策を実施します。
情報管理部: 情報の収集・管理と各部への指示
消防部: 消防署・消防団で火災鎮圧と人命救助
避難所運営部: 避難所の開設・運営
物資部: 食糧・医薬品等の調達と配給、救済物資等の受入れ・配給
輸送部: 物資等の輸送路の確保・食糧等の輸送
医療対策部: 医療センター、健康相談センターの開設、医師会等の協力を得る

② 市の情報提供方法
市内医療救護の開設。医薬品の調達
※消防部は、火災が発生した場合、鎮火を最優先するため、救助活動が出来ません。地域で協力して救出活動を実施してください。
※阪神淡路大震災での火災による死者は約500人。また、救出された人の9割以上は、隣近所の人によるものでした。
② 職員の行動基準
〔勤務時間中〕
◇震度4: 情報管理部を設置し、職員の人数を把握
◇震度5(弱)以上: 震度4での対応のほか、避難所担当職員が、避難所へ出動。被害が甚大な場合は災害対策本部を設置
◇震度6(弱)以上: 前記の対応のほか、災害対策本部の設置、災害対策本部の緊急体制による活動を開始〔勤務時間以外〕
◇震度5(弱)以上で、以下の対応を実施します。
◇指定の集場所に集合
◇避難所担当職員が、避難所へ出動
◇災害対策本部は緊急体制で活動
◇緊急体制の各部が活動開始
◇遠距離通勤者等、参集できない職員は、自宅周辺の自主防災組織や自治体等に応援協力
次回、災害時の応援体制等について。

☎ (=問い合わせ先) の電話番号は各部署への直通電話の番号です